

毎週火、金曜日発行（但休日になる）は翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規 則 水利使用料徴収規則の一部改正
- ◇告 示 県税外収入金徴収吏員証並びに同滞納者財産差押票の亡失による無効
- 金滞納者財産差押を行う者の身分を示す証票交付
- 土地の公用廃止
- 魚市場の登録
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 定例教育委員会の招集
- ◇教委告示 産業教育手当の支給に関する規則の一部改正
- ◇人委規則 職員の内用に関する規則の一部改正
- ◇雑 報 食糧事務所郡家出張所の位置変更

規 則

水利使用料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年二月三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第一号

水利使用料徴収規則の一部を改正する規則

水利使用料徴収規則（昭和二十二年十一月鳥取県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 常時理論水力一キロワットにつき 年額 四百八十円
 - 二 最大理論水力と常時理論水力との差 年額 二百四十円
- 一キロワットにつき
- 第三条及び第五条中「馬力」を「水力」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日から適用する。

- 2 既納の昭和三十三年度分水利使用料については、こ

告示

の規則による改正後の水利使用料徴収規則により納付したもののみなす。

鳥取県告示第二十九号

証票種別	番号	交付年月日	紛失した年月日	所属	職	氏名
県税外収入金徴収吏員証	一八二	昭和三十三年八月一日	昭和三十三年十月二十五日	西部耕地事務所	事務吏員	高塚 晃
県税外収入金滞納者財産差押証票	一八二	"	"	"	"	"

鳥取県告示第三十号

督促手数料及び延滞金等徴収規則（昭和二十七年十二月鳥取県規則第百三号）第十三条の規定による県税外収入金徴収吏員証並びに県税外収入金滞納者財産差押を行う

証票種別	番号	交付年月日	所 属	職	氏 名
県税外収入金徴収吏員証	一九五	昭和三十四年一月二十七日	西部耕地事務所	事務吏員	高塚 晃
県税外収入金滞納者財産差押証票	一九五	"	"	"	"

者の身分を示す証票を、次のように交付した。

昭和三十四年二月三日

鳥取県知事 石 破 二郎

次の証票を、昭和三十三年十月二十五日亡失した旨届出があつたので、事故発生の日以降、これを無効とする。

昭和三十四年二月三日

鳥取県知事 石 破 二郎

鳥取県告示第三十一号

次の土地は、その公用を廃止する。

- 昭和三十四年二月三日
- 鳥取県知事 石 破 二郎
- 一場 所 米子市目久美町字三五一ノ一地先
 - 二 地目又は品目 旧道路敷
 - 三 面積又は数量 十四坪五合七勺
- 関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第三十二号

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項の規定により、昭和三十四年一月十八日魚市場として次のとおり登録した。

- 昭和三十四年二月三日
- 鳥取県知事 石 破 二郎
- 一 申請者の住所氏名
鳥取市西町二九〇番地
鳥取市長 入江 昶

二 市場の名称及び所在地

名称	鳥取市設魚市場
鳥取市四丁目尻三番地	四番地
"	五番地
"	一番地
"	二番地
"	三番地
"	四番地
"	五番地
"	二四番地の一
"	二五番地

三 登録番号 第六号

四 登録期間

昭和三十四年一月十八日から
昭和三十九年一月十七日まで

鳥取県告示第三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、桜谷土地改良区から次のように役員

の退任及び就任の届出があつた。

昭和三十四年二月三日 鳥取県知事 石ノ破 二郎

退任した役員の氏名及び住所

理事	大門 健蔵	鳥取市桜谷一三六
"	小林 幸一	一一七ノ一
"	小林 嘉文	一三一
"	岩崎荘治郎	一一〇
"	田中 早苗	八九
"	坂口 武弘	東大路一三七
"	秋口 万吉	一二九
"	大橋 平一	岩美郡津ノ井村杉崎三七八
"	小林 明	三五三
"	武田 勝義	余戸二一〇
監事	谷口 源作	鳥取市東大路一四六

就任した役員の氏名及び住所

理事	大門 健蔵	鳥取市桜谷一三六
"	小林 幸一	一一七ノ一
"	小林 嘉文	一三一
"	岩崎荘治郎	一一〇
"	田中 早苗	八九
"	坂口 武弘	東大路一三七
"	秋口 万吉	一二九
"	大橋 平一	岩美郡津ノ井村杉崎三七八
"	小林 明	三五三
"	武田 勝義	余戸二一〇
監事	谷口 源作	鳥取市東大路一四六
"	桜井 保教	桜谷一一五

昭和三十三年八月二十九日第一回総会において総選挙の結果当選し、八月二十九日就任、任期二年。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年二月三日

- 鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦
- 一日 時 昭和三十四年二月五日 午前十一時
- 二場 所 鳥取県教育委員会 会議室
- 三議 題 1 昭和三十四年度予算について

人事委員会規則

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年二月三日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「教育職員」を「教育職員等」に改める。

第二条第一項中「産業教育手当」を「教員の産業教育手当」に、同条同項第一号中「農業又は水産」を「農業、水産、工業又は電波」に改め、同条第二項中「次の各号」の上に「教員のうち」を、同条同項第一号中「実習主任の職にある者」の下に「並びにこれと同等と認められる者」を、「五時間」の下に「以内」を加え、同条第三項中「前項」の下に「第一号及び」を加える。

第三条中「前条」を「第二条」に改め、「該当しない者」の下に「及び前条第一項の規定に該当する者」を加え、同条を第四条とし、以下順次一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 産業教育手当の支給を受ける実習助手は、次の各号の一に該当する者のうち、実習を伴う農業、水産、工業又は電波に関する科目について教諭を助けて行う実習の時間数が十一時間以上の者とする。

一 大学においてその者の従事する実習（以下「担当実習」という。）に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者、外国において学校教育における十六年の課程を修了した者及び昭和二十八年二月七日文部省告示第五号各号に掲げる者で、技術優秀と認められる者

二 短期大学において担当実習に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者、旧大学令の規定による大学予科、旧高等学校令による高等学校高等科の卒業者及び大正七年度省令第三号の第三条第二号により高等試験令上高等学校高等科若しくは大学予科と同等以上と指定された学校の卒業者で、三年以上担当実習に関連ある経験を有し、技術優秀と認められる者

三 高等学校において担当実習に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者、外国において学校教育における十二年の課程を修了した者、大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）により文

部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者で、六年以上担当実習に関連ある経験を有し、技術優秀と認められる者

四 九年（その者の小学校から最終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業年数（以下「修業年数」という。）が通算して九年に不足する場合は、その不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数とし、修業年数が九年をこえる場合は、そのこえる年数を九年から差し引いた年数）以上担当実習に関連ある経験を有し、技術優秀と認められる者

2 前項に規定する経験年数の計算は、職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第十号）第二条に規定する計算方法の例によるものとする。

改正後の第五条中「農業又は水産」を「農業、水産、工業又は電波」に、「農業課程及び水産課程」を「農業課程、水産課程及び工業又は電波の課程」に改める。

改正後の第六条第三項中「第三条及び前二項」を「第四条及び前三項」に改め、同条同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 月の中途において新たに採用された実習助手のうち、採用された月の前日の末日における経験年数が第三条第一項第二号から第四号までに掲げる年数に達しない者に対しては、採用された月における産業教育手当は支給しない。

附 則
この規則は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年二月三日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和二十七年人事委員会規則第十一号）の一部を、次のように改正する。

第十九条第二号中「国が行つた試験」を「国が行つた前年度の試験」に改める。

第十九条第三号を次のように改める。
三 かつて職員であつた者又は国家公務員の職若しくは人事委員会を置く他の地方公共団体の職員の職に現に任用されている者をもつて補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職又は任用されている職と同等以下と人事委員会が認める職

附 則
附則第二項中「第十九条第二号及び第二十条第三号」を「第二十条第二号」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

昭和三十四年二月三日

鳥取食糧事務所長 坂 田 久 二

